

新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等応援給付金（第3弾）

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、静岡県においても緊急事態宣言が発出された。外出制限や休業要請により、中小企業者等を取り巻く環境は、これまで以上に大変厳しい状況になっている。

そこで、住民生活に密着し、地域の経済、雇用を支える大変重要な役割を担う中小企業者等の事業継続を速やかに支援するため応援給付金を交付する。

○概要

事業継続を支援するため、経営に大きな影響を受けた中小企業者等に給付金を交付する。

○給付要件

対象：市内に事業所を有する中小企業者・個人事業主等

支給要件：以下の要件をすべて満たすこと

- ・静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の交付を受けていないこと
- ・新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年5月から9月までの任意の1月の売上高が前年又は前々年同月比30%以上減少していること。
- ・上記で対象となった月の前年又は前々年同月の売上高が10万円以上であること。
- ・市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。
- ・本給付を受けられるのは1回限りであること

○申請受付期間

令和3年10月1日（金）から11月30日（火）

○給付額

10万円

○予算額

80,000千円

算出根拠：100,000円×800者

お問い合わせ

島田市産業観光部商工課

商工政策係 担当：安達・対馬

電話：0547-36-7146

FAX：0547-37-8200